

時価算定適用指針の改正等に伴う財規改正案等、公表——金融庁

去る7月7日、金融庁は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正等を踏まえたもの。コメント期限は8月6日。主な内容は次のとおり。

組合への出資に関する注記

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等の出資については、金融商品の時価に関する注記を要しない。

投資信託等の注記

投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（重要性が乏しい場合を除く）。

この場合、時価のレベル別インプットに関する事項の注記は要しないが、次の事項を注記しなければならない。

- ① 時価のレベル別インプットに関する事項を注記していない旨
- ② 当該投資信託等の貸借対照表計上額
- ③ 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表
- ④ 貸借対照表日における解約または買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

会計

グループ通算制度に関する実務対応報告案、最終化に向け文案を検討——ASBJ、税効果会計専門委

去る7月9日、企業会計基準委員会では第75回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2021年7月10日号（No.1616）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」へ寄せられた主なコメント

前記③の調整表の注記にあたっては、次の事項に区別する。

- ・当事業年度の損益に計上した額および科目
- ・当事業年度の評価・換算差額等に計上した額および科目
- ・購入、売却および償還の額
- ・これまで投資信託等の基準価額を時価とみなしておらず、当事業年度に時価とみなすこととした額等

なお、財規の他、連結財規、中間（連結）財規、四半期（連結）財規および各ガイドラインの改正案も公表されている。

通算税効果価額を授受しない場合の取扱い

(1) 専門委員会での審議

通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理および開示を取り扱わないこととする対応に関して、前回の専門委員会からの指摘を踏まえ、文案に「企業会

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年5月期) 2カ月延長法人(令和3年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

計基準24号『会計方針の開示、

会計上の変更及び誤謬の訂正に

関する会計基準』4―3項に定

一般試験研究費に関する修正
試験研究費の税額控除に関し

める『関連する会計基準等の定

めが明らかでない場合』に該当

することになる」旨を追加する

こととした。

また、遡及適用に関しては、

連結納税制度とグループ通算

制度では制度が異なることか

ら、会計処理の変更は会計方針

の変更には該当しないとすると

ものの、実務対応報告39号の特例

的な取扱いを適用している場合

は、原則的な取扱いへの変更によ

って、会計方針の変更は該当

し、影響が生じる可能性も考え

られるとされた。文案では、こ

の場合の経過的な取扱いは示さ

ず、企業会計基準24号に従って

判断する旨を示した。

(2) 親委員会での審議

7月13日に開催された第

461回親委員会でも審議が行

われ、遡及適用に関して、委員

から「関連する会計基準等の定

めが明らかでない場合に何を選

択するかという論点であり、コ

メント対応に、実務対応報告39

号に関する記述を入れる必要は

ないのでは」との意見があり、

事務局から「記載を検討する」

との回答があった。

「今回の事例では、2社で試験

研究費の修正が生じた場合が

示されたが、実際に修正を行

うのは片方の会社だけという認

識でよいのか。また、そもそも2

社の間で通算税効果額は発生す

るのか」といった質問があった。

事務局からは「修正を行う

のは認識のとおり、片方の会社

経理に「効く」
法律雑字

法律家も悩む著作権

白川 敬裕

社内でプレゼンテーションを任

されたとき、「参加者に配布する

レジュメに、ネットで見つけた記

事、ブログ、イラストを掲載した

い」と思うこともあるでしょう。

そのような場合、「著作権」に注

意する必要があります。著作権

は、弁護士にとっても悩ましい権

利です。クライアントから「ネッ

トで見つけた他人の文章を使いた

いのですが、著作権侵害に該当し

ますか？」と相談を受けた場合、

回答に苦心することがあります。

著作権が難しい理由は、著作

権が創作した瞬間に発生するこ

とにあります。たとえば、発明

に付与される「特許権」は、「特

許庁に申請し、オリジナリティが

あると判定されれば登録される

というプロセスを経て権利が付与

されます。ですから、特許権が

発生しているか、誰が権利者で

あるかは、特許庁のホームページ

で検索すれば調べることができま

す。これに対し、著作権は、公

的機関の審査・登録を経て権利

が付与されるのではなく、創作

した瞬間に発生します。ですから、

クライアントから前記のよう

な相談を受けた場合、「そもそも、

利用したいと考えている他人の文

章に、著作権が発生しているの

か？」という点から検討する必要

があるのです。著作権の成否は、

裁判官の間ですら判断が分かれ

ることがあります。その人の「思

いや考え」が表現され、「個性」

が表われている文章等であれば、

一応、著作権が発生していると

考えておいたほうが無難です。

他人の著作物を「適法に」利

用する方法としては、次の3つの

方法があります。

- (1) 「権利者の承諾」を得る。
- (2) 「私的使用」の範囲で利用する。
- (3) 「引用」する。

(1)の「権利者の承諾」をもら

えば問題はありませんが、権利者

が、あらかじめ「フリーで利用し

てよい」、「この条件を満たせば、

自由に利用してよい」といった表

明をしている場合、権利者の指

定した条件に沿って、利用するこ

とが可能です。

(2)では、権利者の承諾がなく

ても、個人的な使用(情報収集、

研究など)や、家庭内で使用す

るのであれば、「私的使用」とし

て適法に利用できます。しかし、

会社内での利用は、私的使用と

はいえませんが、

(3)では、権利者の承諾を得な

くても、「引用」という手段を使

えば、著作物を利用することが

できます。次の5つの条件を満た

していれば、適法な「引用」とい

えます。①引用する著作物が公

表されている。②自分の文章等

と、引用した著作物が、明瞭に

区別されている(引用部分を枠で

囲むなど、明瞭区分のための工

夫が必要になります)。③あくま

で自分の文章等が「主」、引用部

分が「従」である(著作物を引

用するときは、必要な範囲にと

どめるべきです)。④引用した著

作物の内容を変えない(要約して

しまつと文章の趣旨が変わるこ

ともあるので要注意です)。⑤引

用した著作物の出所を明記する

(引用部分の直後に、本のタイト

ル、著者名、出版社等を明記し、

出典を調べられる程度に特定する

必要があります。

要するに、自分の文章等をメ

インにすること、引用箇所を明

確にすること、内容を変えないこ

と、出典を明記することを心掛

ければ、権利者の承諾がなくて

も、適法に著作物を利用できま

す。他人の著作物を利用する際

だけである。試験研究費の修正が行われた場合の計算方法は、国税庁『グループ通算制度に関するQ&A』で示されているが、現状、その場合の通算税効果額の計算方法までは示されていない。試験研究費の修正

監査

監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの改訂版、公表

—CPA AOB

去る7月9日、公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査結果事例集（令和3事務年度版）」および「令和3年版モニタリングレポート」を公表した。審査会は、監査事務所に対する検査において認められた問題点を「監査事務所検査結果事例集」として、また、検査その他のモニタリングの状況を「モニタリングレポート」として年次で取りまとめ、市場関係者をはじめとする幅広い層への情報提供を目的に公表している。

「監査事務所検査結果事例集」のポイント

最新の事例を追加するとともに、「Ⅱ、品質管理態勢編」および「Ⅲ、個別監査業務編」では、特に中小規模監査事務所にお

の計算方法は、損益通算と基本的には変わらないが、税額控除の条件額の変更等により、全体で再計算が必要があると考えられる。そのため、計算の構造上、2社の間で貸借が生じると考えている」との回答があった。

る改善に資するよう、「評価でき

る取組」の事例を充実させている。

また、「Ⅱ、品質管理態勢編」に新たに「新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響と対応」の項目を追加し、求められる対応等について記載している。

「Ⅳ、その他」として、新たに「検査結果の通知」の項目を設け、根本原因の究明を踏まえた審査会検査結果通知の内容・取扱い等を説明している。

「モニタリングレポート」のポイント

(1) 「Ⅰ、監査業界の概観」

公認会計士・監査法人の概況被監査会社や新規上場（IPO）監査等の状況について記載している。

(2) 「Ⅱ、審査会によるモニタリング」

モニタリング関係のデータ更

新のほか、令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の説明を記載している。

(3) 「Ⅲ、監査事務所の運営状況」

データ更新のほか、監査業務をサポートする組織体制に関する記載を充実させるとともに、監査事務所におけるリモートワークやバーチャル・リアリティ（VR）を活用した研修の取組みなどについてのコラムを追加している。

(4) 「Ⅳ、監査をめぐる環境変化への対応」

近時の監査をめぐる環境変化を踏まえ、ITを活用した監査に関する記述、企業の海外展開への対応に関する記述を充実させるとともに、会計監査に係る最近の動向として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応や監査上の主要な検討事項（KAM）への対応状況、監査に関する基準等の最近の動向や公表された重要な報告書などについて記載している。

*

審査会としては、本事例集やモニタリングレポートの内容を参考にしていただき、適正な会計監査が確保されるよう、被監査会社等と会計監査人とのコ

コミュニケーションが一層積極的に行われることを期待している。

本事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイト（本事例集：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/>）から参照することができ

金融

インフレリスクの鍵を握る労働力不足

欧州中央銀行（ECB）は7月8日、金融政策の物価目標を「2%未満でその近辺」から「2%」に変え、一時的な上振れを容認する姿勢を明確にした。「2%未満」だと2%は超えないように政策運営を行うことになるが、ラガルドECB総裁は、「2%が上限ではない」旨を会見で明言した。これで、2%を基準に「上振れ」と「下振れ」を両方警戒する政策を取ることになるとみられる。

ECBの物価目標となる基準物価指数は、EU統計局が作成する。今年は年初の0.9%から6月には前年同月比1.9%まで上昇している。今回の政策変更は2022年3月末までのパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）、2022年6

[kouhyou/20210709/20210709-2.html](https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20210709/20210709-2.html) モニタリングレポート：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20210709/20210709-2.html> から参照することができ

月までの貸付条件付長期資金供給オペ（TLTRO3）、資産購入プログラム（APP）の量的金融緩和策について、当面の縮小懸念を打ち消すとみられる。

一方で、ECBがインフレリスクを過小評価しているといった見方にもつながる。実際に、ECBの政策委員会メンバーであるクノット・オランダ中銀総裁は、こうした指摘とともに、今回のパンデミックに対応した金融緩和策について、2022年3月に終了すべきとメディアのインタビューに答えている。このインフレリスク懸念はアメリカでも同様で、サマーズ元米財務長官も米経済について「政策当局者は、過剰なスラック（ゆるみ）ではなく、過熱が

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 7月7日	ソーシャルボンドガイドライン (案)	金融庁	国際資本市場協会(ICMA)によるソーシャルボンド原則との整合性を踏まえつつ、一般の民間企業による発行を念頭に、わが国の特性に即したソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際の実務指針として策定するもの。ソーシャルボンドの概要をはじめ、調達資金の使途、プロジェクトの評価および選定のプロセス等に関する対応方法や具体例が取りまとめられている。コメント期限は2021年8月10日。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210707-1.html	—
2021年 7月12日	新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出 期限について	金融庁	7月12日に緊急事態宣言が発令されたことに関連し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに開示書類が提出できない場合は、財務(支)局長の承認により、有価証券報告書および内部統制報告書は事業年度経過後3カ月以内、四半期報告書は四半期会計期間経過後45日以内、半期報告書は中間会計期間経過後3カ月以内の期限延長が認められる。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210712.html	—
2021年 7月13日	「監査役会規則(ひな型)」、「監査 委員会規則(ひな型)」、「監査等 委員会規則(ひな型)」の改定	日本監査役 協会	会社法の改正および改正会社法に係る法務省令の改正を踏まえ、所要の整備を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-575.html	—

証 券

立ち直り顕著な米株価

経済の主要な短期リスクだと認識すべき」と指摘する。失業保険給付の上乗せによる労働力不足などの問題がインフレ要因として考えられる。

EU域内でも失業率は悪化しても、労働力不足の問題は顕著とみられ、これはコロナ対策に

7月中旬、米株価(NYダウ、NASDAQ、S&P500)は一斉に史上最高値を更新した。6月は米FRBの金融政策の転換を懸念して、世界中の株価が一服状態にあったとされている。ところが、7月に入ると、米株価は底固めから上向きに転じ、5月に記録した最高値を更新した。米市場のほか、ドイツなどでも史上最高値更新に至った。

米株価の盛返しについては、FRBの金融政策が量的緩和縮小へ転換するシナリオが株式市場に少し理解されてきたとの見方がある。今年になって、FRBはインフレ率の上昇を受けた市中金利(長期国債利回り)の上昇に対し、インフレ率上昇は景気回復に伴う一時的なものと

よる域内の移動制限や、イギリスのEU離脱の余波が影響している。労働力不足によりイギリスは賃金上昇傾向にあり、欧州全域に広がれば、インフレスパイラルのリスクが視野に入る可能性も考えられ、労働市場の動向を注視する必要がある。

ではない、として株式市場を落ち着かせようとした。これまでも、インフレ率と金利上昇をめぐってFRBと市場はぎくしゃくしていたが、FRBの説得により、株式市場が、金利上昇と株価上昇は両立可能とみなすようになったと考えられている。

また、バイデン政権は法人税の引上げや巨大企業の市場支配を規制する独占禁止法の強化など、ウォール街が嫌がる政策を打ち出しているが、これまでのところ、株価の反応は薄い。急ピッチの景気回復、企業収益の好調の影響も考えられるが、今後何らかのきっかけで株価に影響してくる可能性も指摘されている。

一方、日本市場の米市場への追随は、他の国々に比べると弱いとの声もある。日本の株価は

割安感が生じているとみられ、コロナ禍や東京五輪の実施状況が改善・好転すれば、これから米市場を追っていくことも可能とみられている。

しかし、足元では政治動向が波乱要因として浮上している。衆議院議員は10月で任期満了のため、総選挙が近づきつつある。東京都議選の結果や内閣支持率の下落など、総選挙の不安要素を指摘する声は多い。

今後の政局次第では、株式市場が打撃を受けることもあるとの懸念が広がっている。

お詫びと訂正

本誌2021年6月20日号(No.1614)ビジネス実務相談室(経理)にて誤りがありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●56頁1段目13行目

(誤) ……3要件を満たさず…

(正) ……3要件を満たし…

●56頁2段目21行目

(誤) ……3要件を満たさないこ

とから…

(正) ……3要件を満たすことか